

生	00	01	3年
(令和8年3月末まで保存)			

人 安 第 2 1 号
令 和 4 年 4 月 1 8 日

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る被害者等の一時避難に伴う
宿泊費公的負担制度の経費の運用について

本県警察においては、これまで、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る被害者等の一時避難に係る経費については、「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る被害者等の一時避難に伴う宿泊費公的負担制度の経費の運用について」(令和2年3月13日付け少安第919号。以下「旧通達」という。)に基づき運用してきたところであるが、この度の組織改編により人身安全対策課が新設されたことから、様式の一部を改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

担当:人身安全対策課
人身安全対策第一係
(警電3442~3449)

別添

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の被害者等の一時避難に係る経費の運用要領

1 趣旨

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への対応に当たっては、その危険性・切迫性に応じて、被害者とその親族や密接関係者（以下「被害者等」という。）の生命・身体の安全の確保のための措置を最優先に講じる必要がある。

一方で、この種事案の被害者等は、その置かれた状況や経済的負担を理由に、避難を躊躇する例が見受けられる。

そこで、これらの被害者等の安全を確保し、被害の未然防止・拡大防止を図るため、ホテル等の宿泊施設への一時避難に伴う費用を公費で負担する措置（以下「宿泊費公的負担制度」という。）を講ずるものである。

2 基本的な考え方

(1) 対象となる者

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案のうち、危険性・切迫性が高い場合であって、警察署長と警察本部人身安全対策課長（以下「主管課長」という。）が協議した結果、被害者等と加害者の関係、被害者等の状況等から、関係機関の施設や親類・知人宅等への避難が適さない又は速やかな避難が不可能と認められる被害者等とする。

(2) 支出基準

ア 支出の必要性

事案の危険性・切迫性が高い場合において、被害者等を緊急的に一時避難させる必要性があり、当該避難に係る宿泊費を公費で負担することが妥当であると認められるときに支出する。

宿泊費支出の要否に係る判断は、当該事案に対応する警察署長が行い、主管課長の承認を得て支出する。

イ 緊急性の判断

「緊急的に一時避難させる必要性がある」とは、

- 加害者が「ぶっ殺す。」等の言動後に所在不明となり、直ちに加害者の身柄を拘束できない場合
- 刃物を持った加害者が被害者等の元へ向かっているため、被害者等を一時的に避難させる必要がある場合
- 加害者の釈放直後や、被害者を関係機関や親類等に引き継ぐまでの間において、危険性・切迫性が高い場合

などが該当する。

ウ 妥当性の判断

宿泊費公的負担制度の活用に係る妥当性は、女性相談所、親族宅、友人・知人宅等に避難できない事情の有無、宿泊に要する所持金の有無など、避難先の選択に関してやむを得ない事情の存否を考慮し判断する。

(3) 支出金額及び宿泊期間

宿泊に要する支出金額は、原則として1泊税込み6,000円以内(飲食代金は含まれない。)とし、宿泊期間は4泊以内とする。

ただし、前述の支出基準に照らして、被害者等の安全確保のため必要やむを得ない場合は、主管課長と協議の上、日数を延長すること。

(4) 宿泊先の選択

宿泊先は、青森県内に所在する宿泊施設(ウィークリーマンション、公営住宅等を含む。)とし、事案の内容、地域の実情、避難の利便性等を考慮して選択する。

3 支出手続

(1) 支出要否判断

警察署長は、事案の概要等から危険性・切迫性等を迅速に判断の上、緊急的な一時避難に係る宿泊費支出の要否を判断すること。

(2) 主管課長への執行伺い

警察署長は、宿泊費支出の必要性・妥当性を認めたときは、別記様式1「緊急的な一時避難に係る宿泊費支出について(伺い)」により、主管課長の承認を受けること。

なお、急を要するときは、口頭(電話)による承認を受けた後、速やかに別記様式1を送付すること。

(3) 主管課長の承認

主管課長は、速やかに申請に係る宿泊費支出の要否を判断し、その結果を警察署長へ電話連絡すること。

主管課長に承認を受けた警察署長は、別記様式1の写しを速やかに自署の会計課に提出すること。

(4) 請求書の送付

被害者等を緊急的に一時避難させた場合は、宿泊先に別記様式2「請求書」を作成させ、宿泊先から受領した別記様式2を速やかに自署の会計課へ提出するとともに、その写しを主管課長に送付する。

(5) 支出手続

警察署において支出手続きを行うものとする。

(6) 総務事務推進課長への報告

主管課長は、警察署から受領した別記様式1及び別記様式2の写しを総務事務推進課長へ提出する。

(7) 予算令達の申請

総務事務推進課長は、被害者等を一時避難させた場合の宿泊費に係る予算を警察署に令達するため、会計課長へ令達を依頼する。

(8) 警察署への予算令達

会計課長は、前記申請を受けて所要額を警察署へ令達する。

4 運用上の留意事項

(1) 本制度の趣旨は、被害者等の生活支援ではないことに留意すること。

(2) 本制度措置を講ずる被害者等の個人情報や、宿泊施設等の名称、場所等に係る事項の保秘の徹底に配慮すること。

- (3) 被害者等の緊急的な一時避難に係る経費の支出は、本制度の手続きによることとし、この手続によりがたい事情がある場合に限り、捜査費の「ストーカー・DV事案に要する経費」を活用して支出すること。
 - (4) 女性相談所は被害者等の一時避難先としての専門施設であることから、同所への避難を最優先に検討するほか、ホテル等部屋借り上げ措置後における避難先として連携を図ること。
 - (5) 宿泊費公的負担制度により一時避難させた場合でも、加害者の特異動向等に留意し、必要に応じて警戒員を配置するなど、被害者等の安全確保に万全を期すこと。
- 5 その他参考事項
- 別記様式1「緊急的な一時避難に係る宿泊費支出について(伺い)」及び別記様式2「請求書」の写しは、当該事案に係る関係簿冊に編てつすること。

年 月 日

人身安全対策課長 殿

警察署長

緊急的な一時避難に係る宿泊費支出について(伺い)

被害者の一時避難に係る必要経費について、次のとおり支出してよろしいか。

事 案 名	
被 害 者 等	(住居) (職業) (氏名) (年齢) (連絡先)
被害状況等の要旨	
避 難 の 必 要 性 (危険性、切迫性等)	
やむを得ない理由	
支 出 予 定 額	
参 考 事 項	

【警察本部主管課 記載欄】

本部担当

支 出 の 要 ・ 否 承 認	<input type="checkbox"/> 支出承認 <input type="checkbox"/> 支出否 支出否とした理由() <input type="checkbox"/> 警察署への回答(月 日 時 分 :)
-----------------	--

年 月 日

警 察 署 長 殿

請求者の所在地、名称、代表者氏名、印

請 求 書

ご 請 求 の 内 容			
ご請求区分	ご利用期間等	ご請求金額 (税込み)	ご利用人数
宿泊代金	自 月 日 至 月 日 (日間)	円	成人 名 子供 名
			備 考

※ ご請求明細の添付 有 ・ 無

○ ご請求額の振込口座

振込先金融機関		銀 行 信用金庫 信用組合 農 協 店
振込 口座	預金種別	普 通 ・ 当 座
	口座番号	
	口座名義	(フリガナ) -----